

○玉村町建設工事請負業者等指名停止措置要綱

平成12年3月31日

要綱第3—1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、玉村町が発注する建設工事の請負、調査、測量、設計その他の業務委託及び物品の購入等(以下「町発注工事等」という。)の円滑かつ適正な履行を確保するため、玉村町財務規則(平成12年規則第7号)第128条の規定により作成された競争入札資格者名簿に登載されている者(以下「有資格業者」という。)が工事事故、贈賄、不正行為等を起こした場合における指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 町長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の1つに該当するときは玉村町入札審査委員会に諮り、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

- 2 町長が指名停止を行ったときは、町発注工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。
- 3 当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 町長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 町長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 町長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1つの事案により別表各号の措置要件の2つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号の1に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。
 - (1) 別表第1各号若しくは別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1号から第3号まで若しくは第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 町長は、指定停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指定停止を解除するものとする。

(指定停止の通知)

- 第5条 町長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指定停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指定停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、町長が必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。
- 2 町長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由が町発注工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

- 第6条 町長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害の応急工事その他特にやむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

- 第7条 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が町発注工事等の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の公表)

第9条 町長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、又は第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱の施行に関し、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日要綱第16号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第4条関係)

玉村町内において生じた工事事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 町発注工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格審査申請書、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(粗雑工事等)	
2 町発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
3 町内における町発注工事等以外のもの(以下「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(契約違反)	
4 第1号に掲げる場合のほか、町発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	
7 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内

別表第2(第2条、第4条関係)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次のア、イ若しくはウに掲げる者が本町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)	4箇月以上12箇月以内
イ 有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)	3箇月以上9箇月以内
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	2箇月以上6箇月以内
2 次のア、イ若しくはウに掲げる者が群馬県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3箇月以上9箇月以内
イ 一般役員等	2箇月以上6箇月以内
ウ 使用人	1箇月以上3箇月以内
3 有資格業者である個人、有資格業者の役員若しくはその使用人が前各号に掲げる以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3箇月以上9箇月以内
イ 一般役員等	1箇月以上3箇月以内
ウ 使用人	1箇月以上2箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、町発注工事等の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2箇月以上12箇月以内
5 町発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内
(競売入札妨害又は談合)	
6 他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に	逮捕又は公訴を知った日から2箇月以上12箇月以内

<p>関し、一般役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>7 町発注工事等に関し、一般役員等若しくは使用人が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3箇月以上12箇月以内</p>
<p>8 他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3箇月以上12箇月以内</p>
<p>9 町発注工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から4箇月以上12箇月以内</p>
<p>(建設業法違反)</p>	
<p>10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、町発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>
<p>11 町工事に関し、建設業法の規定に違反し、町発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>
<p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、町発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>
<p>14 町発注工事等の契約の履行に関し、暴力団又は暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)からの不当な要求や介入(以下「不当介入」という。)を受けたとき又は下請けその他の当該契約の相手方が不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を町及び警察に届け出なかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>
<p>(暴力団等)</p>	
<p>15 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実参加している者(以下「有資格業</p>	<p>当該認定をした日から6箇月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p>

<p>者等』という。)が、暴力団等であると認められるとき。</p>	
<p>16 有資格業者である個人、有資格業者の役員が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団等を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内</p>
<p>17 有資格業者である個人、有資格業者の役員が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内</p>
<p>18 有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内</p>
<p>19 有資格業者等が、暴力団等と知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内</p>
<p>20 有資格業者等が、暴力団等がその経営若しくは運営に実質的に関与している業者であること又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している業者と知りながら、下請契約、業者の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内</p>